

平成22年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)手数料

名 称	摘 要
認知症介護実践者等研修の受講料及び修了証明書交付証明書交付手数料(※)	認知症介護実践者研修等の受講者に対する受講料(修了証明書交付を含む)及び修了証明書の交付証明書の交付に係る手数料の新設 ・認知症介護実践者研修 12,000円/件 ほか ・研修修了証明書を交付したことを証する書類 420円/件
訪問介護員養成研修の修了証明書交付等手数料(※)	訪問介護員養成研修の修了証明書及び修了証明書の交付証明書の交付に係る手数料の新設 ・研修修了証明書 650円/件 ・研修修了証明書を交付したことを証する書類 420円/件
汚染土壌処理業許可等手数料(※)	土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可等の制度が設けられたことに伴い、この制度に関する事務に係る手数料の新設 ・汚染土壌処理業の許可 220,000円/件 ・汚染土壌処理業の許可の更新及び変更の許可 160,000円/件
長期優良住宅建築等計画認定等手数料(※)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定により、長期優良住宅建築等計画の認定等の制度が設けられたことに伴い、この制度に関する事務に係る手数料の新設 ・認定基準適合証の添付がない計画の認定又は変更認定 (一戸建ての住宅) 49,000円/件 ほか ・認定基準適合証の添付がある計画の認定又は変更認定 (一戸建ての住宅) 11,000円/件 ほか

2 その他の改正(主なもの)

(1)使用料

名 称	摘 要
県立高等学校授業料	○公立高等学校における授業料を原則不徴収とする法律の制定に伴い、県立学校において授業料を徴収しないこととする者を「専攻科の生徒その他規則で定める者以外の者」とする ○国は授業料相当額を地方に交付(減額となる手数料相当額は、国費で措置される) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 受益と負担の公平確保を図るため、県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる ・全日制の課程 111,600円/年 → 118,800円/年 ・定時制の課程 31,200円/年 → 32,400円/年 ・通信制の課程 290円/単位 → 310円/単位 </div>
道路占用料(※)	国管理の国道の電線類の地中化に伴う占用料の減免措置拡充に準拠して、県管理の国道及び県道の占用料について同様の措置を講ずる改定(規則) ・道路の地中に設ける電線類等の占用料(道路占用条例で定める減免後の額) 6分の1 → 9分の1
特別待合室使用料(※)	鳥取空港国際会館の利用を促進に伴い、特別待合室を応接以外の目的で使用する場合の使用料を引き下げる ・国際交流のための利用 2,630円/時 → 230円/時 ほか ・その他の利用 5,250円/時 → 460円/時 ほか

(2)手数料

名 称	摘 要
收容犬等返還等手数料	收容犬等を所有者に返還する際等に徴収していた弁償金について、現金の亡失等の事故を防ぐため、手数料に改めて証紙による徴収に変更(保管・返還とも現行と同額) ・保管 300円/頭×收容日数 ・返還 3,000円/頭
食品営業許可等手数料(※)	受益と負担の公平確保を図るため、ふぐ処理師免許証及びふぐ取扱い認証書の書換交付等手数料の改定 ・ふぐ処理師免許証の書換交付 960円/件 → 1,700円/件 ほか ・ふぐ取扱い認証書の書換交付 960円/件 → 1,700円/件 ほか
運転免許証交付等手数料(※:平成22年1月31日適用)	ICカード運転免許証の導入に伴い、運転免許証の交付、再交付及び更新に係る手数料の改定 ・運転免許証の交付 1,650円/件 → 2,100円/件 ・運転免許証の更新 2,100円/件 → 2,550円/件 ほか

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設予定のもの	6,373 千円
単価改定によるもの	△ 1,464,433 千円
合 計	△ 1,458,060 千円

(注)上記の使用料・手数料のうち(※)のものは既に改正し、平成22年4月1日適用のもの(運転免許証交付等手数料を除く)